



# 避難を円滑に行うための対応策②

- 泊村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に「避難車両シール」を配布。
- 泊村及び共和町では、速やかにバス集合場所を開設できるようにあらかじめバス集合場所内のレイアウト図等を作成。また、住民の避難誘導を円滑に行うため、バス集合場所の開設時にレイアウト図等を掲示。さらに、町村職員によるバス集合場所等での住民の受付等を円滑に行うため、各地区の町内会長等と連携し地区毎に住民の避難状況等を取りまとめるなど、地域コミュニティを活用した避難誘導を実施。
- 北海道、泊村及び共和町では、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動、避難時における住民相互の声かけの実施、避難先等の情報を掲載した「北海道原子力防災カレンダー」、「原子力防災のしおり」、研修用映像等の啓発資料を作成し、町村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。



避難車両シール



緊急時において、夜間から、避難などの用事があった場合は？  
北海道や村が用意するバスで避難する場合は、次の場所へ集合してください。

地区	集 合 場 所	地 域	集 合 場 所
根 城	根城地区集会所	泊 (1号地)	泊「アイスランド」
根 城	根城地区集会所	泊 (2号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (3号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (4号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (5号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (6号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (7号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (8号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (9号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (10号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (11号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (12号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (13号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (14号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (15号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (16号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (17号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (18号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (19号地)	泊地区集会所
根 城	根城地区集会所	泊 (20号地)	泊地区集会所

※ 避難場所として指定する場合は、村が提供する避難ルートを通ってください。  
※ 避難場所における集合場所については、村から確認してください。  
※ 避難場所については、上記の住所を必ずご確認ください。住所が不明な場合は、村に確認してください。  
※ 町内会長は、避難場所、避難ルート、避難時間（TEL: 0115-75-2577）に確認ください。  
【避難場所の住所は必ず「〒0115-75-2577」に確認ください。】

北海道原子力防災カレンダー  
〔住民が取るべき行動や  
バス集合場所などを記載〕



原子力防災のしおり  
(バス集合場所の地図等を記載)



バス集合場所内のレイアウト図

## 6. UPZ内における対応

### <対応のポイント>

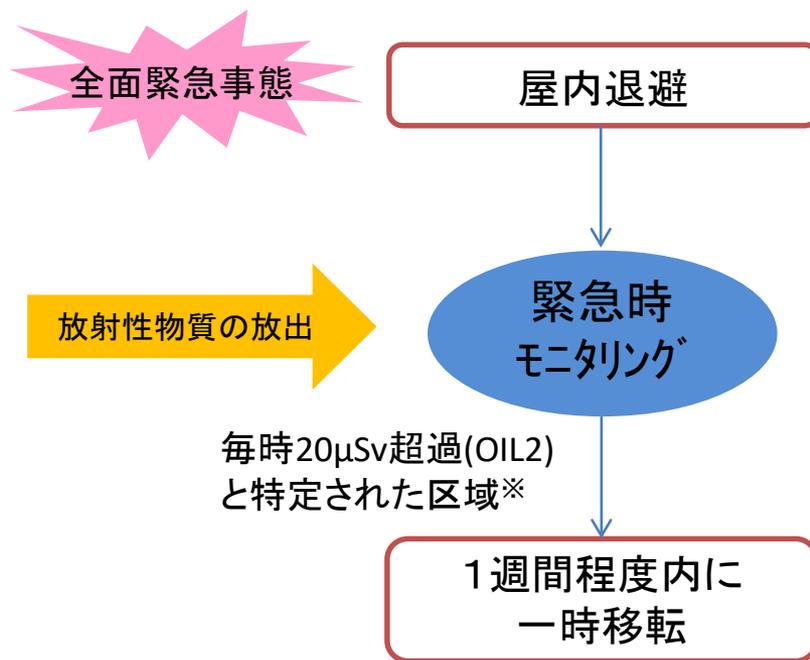
1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民（避難行動要支援者を含む）の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

# UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

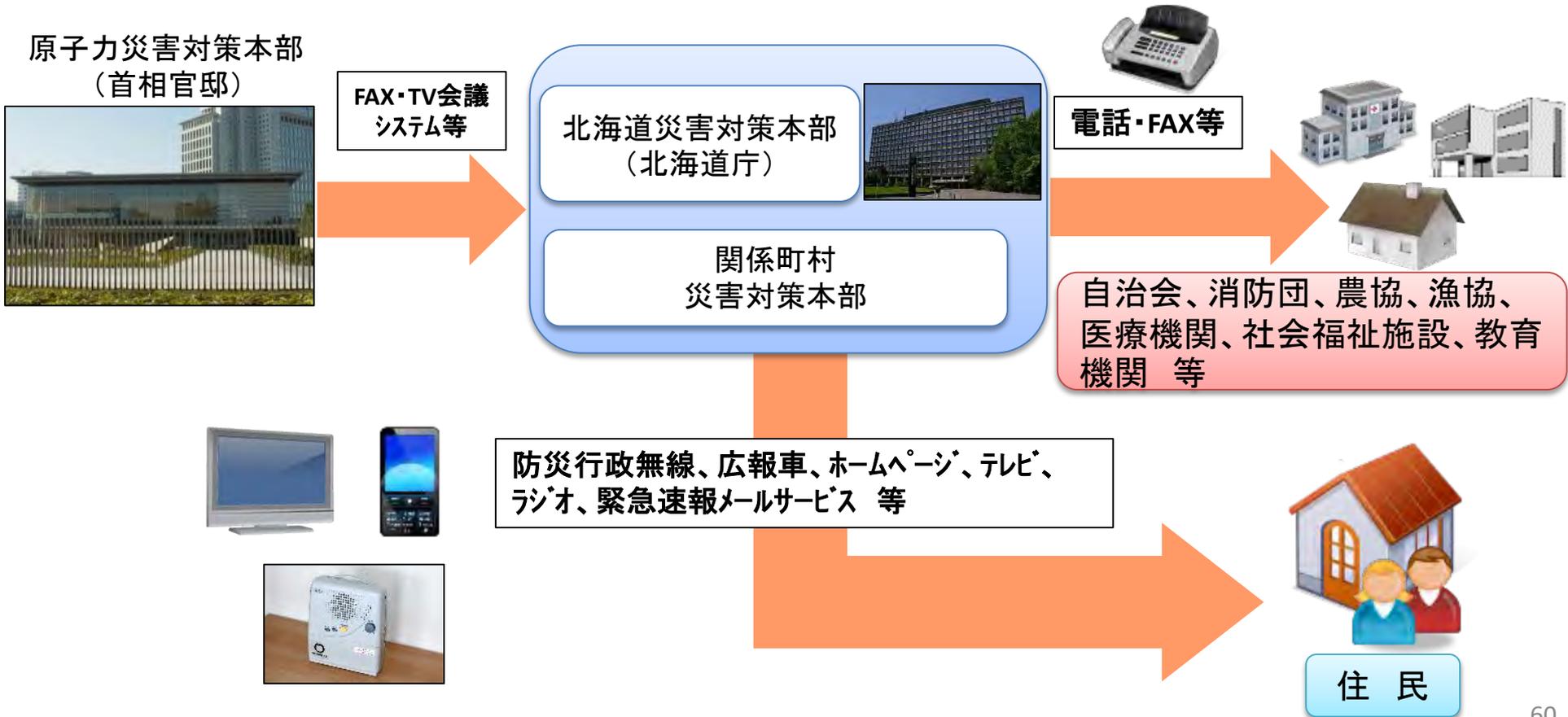
# 一時移転等に備えた関係者の対応

- ▶ 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- ▶ 関係町村は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- ▶ 北海道及び北海道バス協会は、関係町村からの要請に備えて、バスの派遣準備を開始。



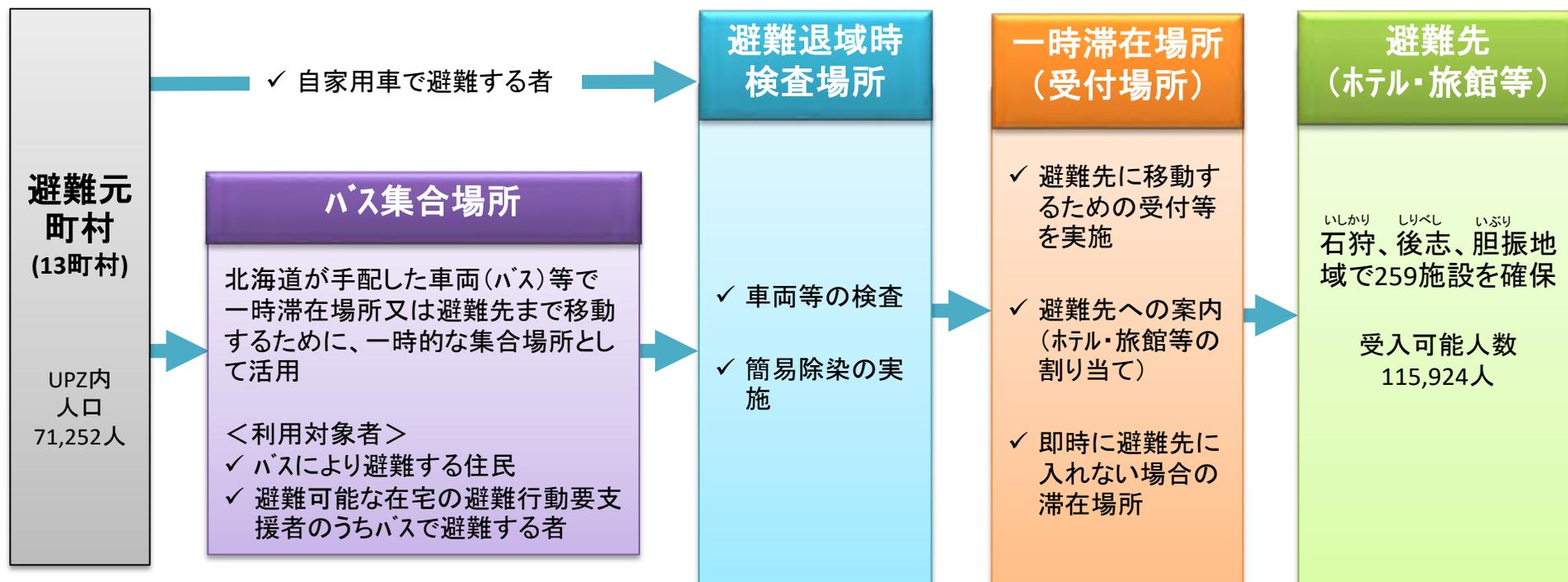
# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 北海道、関係町村・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ内住民の一時移転等①

- ▶ 原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、一時移転等の円滑な実施と住民の安全確保のために、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- ▶ 北海道では、一時移転等の期間の長期化を想定し、住民が良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、ホテル、旅館等（259施設）を避難先として指定。
- ▶ 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で一時滞在場所において受付を行い、避難先となるホテル・旅館等へ移動。



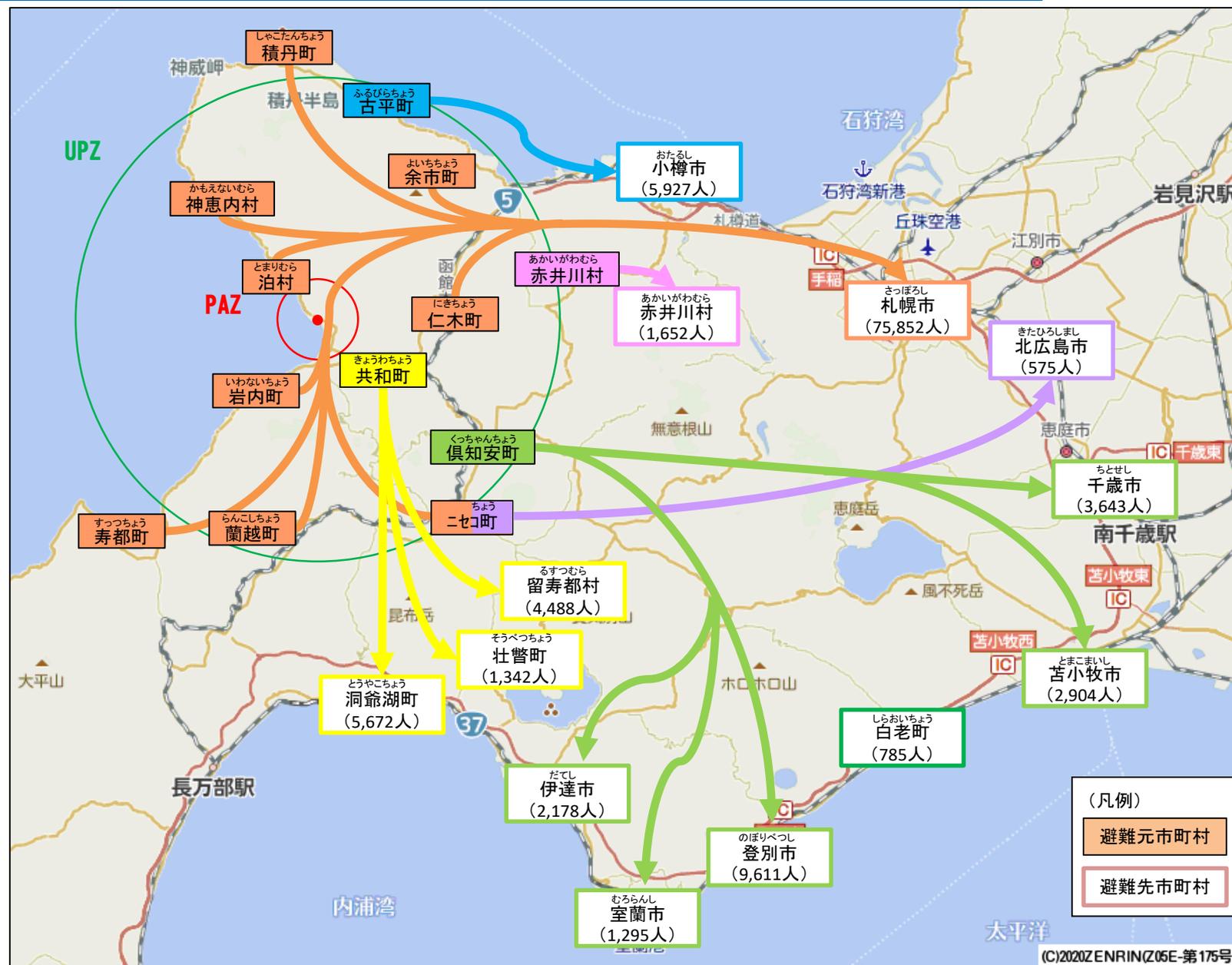
# UPZ内住民の一時移転等②

- UPZ内関係町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、北海道の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。

町村名※( )は対象人口	一時滞在所(受付場所)	避難先(ホテル・旅館等)※( )は受入可能人数
とまりむら 泊村(300人)	さっぽろし さっぽろし みなみく 札幌市:札幌市南区体育館	さっぽろし さっぽろ 札幌市:アパホテル&リゾート<札幌>(3,065人)
きょうわちよう 共和町(4,456人)	らすつむら 留寿都村:ルスツリゾート(4,488人)	
	とうやこちよう どうやこ 洞爺湖町:洞爺湖文化センター	とうやこちよう そうべつちよう 洞爺湖町:13施設(5,672人)、壮瞥町:1施設(1,342人)
いわないちよう 岩内町(12,315人)	さっぽろし 札幌市:北海きたえーる	さっぽろし 札幌市:38施設(21,598人)
かもえないむら 神恵内村(822人)	さっぽろし 札幌市:ガトーキングダムサッポロ	さっぽろし 札幌市:4施設(3,071人)
ずつつちよう 寿都町(329人)	さっぽろし さっぽろし きたく 札幌市:札幌市北区体育館	さっぽろし 札幌市:8施設(4,038人)
らんこしちよう 蘭越町(4,688人)	さっぽろし さっぽろ 札幌市:札幌コンベンションセンター	さっぽろし 札幌市:9施設(5,831人)
ちよう ニセコ町(5,028人)	さっぽろし さっぽろし しろいしく 札幌市:札幌市白石区体育館	さっぽろし きたひろしまし 札幌市:11施設(6,696人)、北広島市:1施設(575人)
くつちやんちよう 倶知安町(15,525人)	むろらんし むろらんし 室蘭市:室蘭市文化センター	むろらんし 室蘭市:16施設(1,295人)
	のぼりべつし のぼりべつし 登別市:登別市総合体育館	のぼりべつし 登別市:19施設(9,611人)
	とまごまいし とまごまいし 苫小牧市:苫小牧市総合体育館	とまごまいし 苫小牧市:16施設(2,904人)
	だてし おおたき 伊達市:大滝基幹集落センター	だてし 伊達市:3施設(2,178人)
	ちとせし しこつこ 千歳市:支笏湖市民センターほか	ちとせし 千歳市:16施設(3,643人)
しゃこたんちよう 積丹町(1,945人)	さっぽろし さっぽろし にしく 札幌市:札幌市西区体育館	さっぽろし 札幌市:4施設(4,189人)
ふるびらちよう 古平町(2,963人)	おたるし おたるし 小樽市:小樽市総合体育館	おたるし 小樽市:29施設(5,927人)
にきちよう 仁木町(3,193人)	さっぽろし さっぽろし ていねく 札幌市:札幌市手稲区体育館	さっぽろし 札幌市:7施設(3,731人)
よいちちよう 余市町(18,675人)	さっぽろし さっぽろし 札幌市:札幌市スポーツ交流施設	さっぽろし 札幌市:50施設(23,633人)
あかいがわむら 赤井川村(1,013人)	あかいがわむら 赤井川村:キコロリゾート(1,652人)	
その他協力可能な施設	しらおいちよう しらおいちよう 白老町:白老町中央公民館	しらおいちよう 白老町:11施設(785人)
合計	対象人口:71,252人	受入可能人数:115,924人

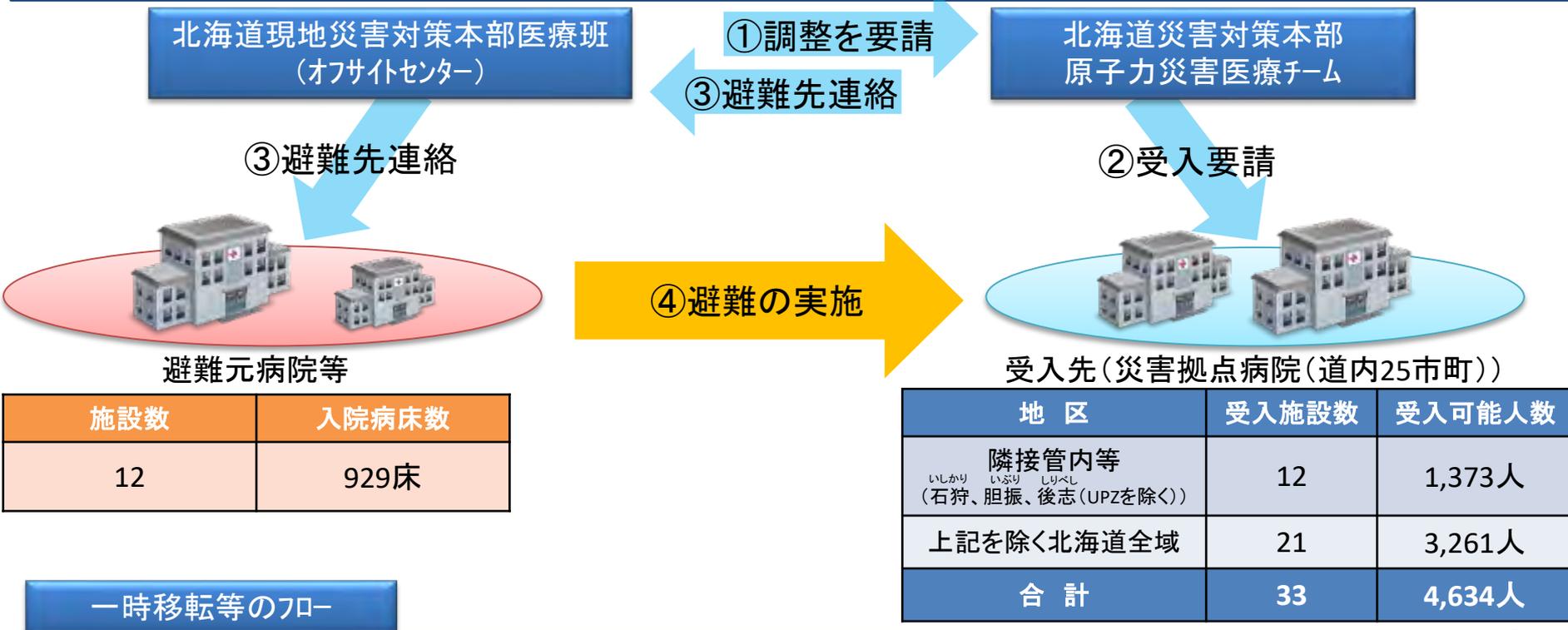
左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例:石狩北部地域、南空知地域及び中空知地域では、165,000人収容可能)。

# UPZ内住民の一時移転等③



※( )は受入可能人数

- UPZ内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、12施設929床)は、原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。



## 一時移転等のフロー

- ① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、オフサイトセンター内に設置される北海道現地災害対策本部医療班が、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」に災害拠点病院への転院等に向けた調整を要請。
- ② 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、関係機関の協力を得て、受入先候補となる災害拠点病院に対し、受入を要請し、一時移転等の準備を整える。
- ③ 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、北海道現地災害対策本部医療班を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる災害拠点病院及び避難経路等を連絡。
- ④ 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

# UPZ内の社会福祉施設等の避難

- UPZ内にある全ての社会福祉施設等(67施設2,665人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体※<sup>1</sup>が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設(支援施設)は、UPZ内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

## <UPZ内>

施設区分	施設等数	入居定員
高齢者施設等	41	1,543人
障がい福祉施設等	21	912人
児童養護施設	5	210人
<b>合 計</b>	<b>67</b>	<b>2,665人</b>



## <UPZ外(道内22市町村)>

受入施設数	受入可能人数
114	1,611人
48	912人
9	211人
<b>171</b>	<b>2,734人</b>

※1: 北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会等

※2: あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設(507施設1,350人受入可能)を調整。

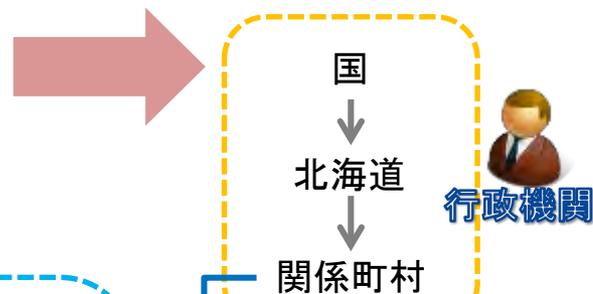
※3: 施設数、人数については、令和2年4月1日現在。

# UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 施設敷地緊急事態により関係町村災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、関係町村災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
- 校長、園長等は随時、関係町村災害対策本部と連携を図る。



原子力事業者  
施設敷地緊急事態  
(例 全交流電源喪失)



施設毎の原子力災害対応  
マニュアルなどによって行動開始

役割分担表に基づき教職員等を配置

児童等を屋内へ誘導  
(校舎内誘導)

人員確認  
保護者連絡

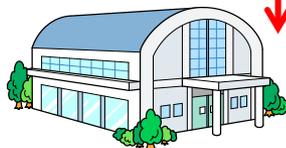
帰宅指示

一時移転等  
の指示



保護者へ引渡し

保護者へ引渡し



一時滞在場所

未引き渡し児童及び  
教職員等の一時移転等

UPZ内の教育機関等の施設数

	施設数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	43	2,020人
小学校	28	3,161人
中学校	14	1,448人
高等学校	8	1,389人
特別支援学校	1	105人
<b>合計</b>	<b>94</b>	<b>8,123人</b>

令和2年4月1日現在

# UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡がとれない場合は、関係町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所へ移動。その後、関係町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、避難生活環境がより良いホテル・旅館に、優先的に移動させる。

## 関係町村災害対策本部

防災行政無線・緊急速報メールサービス・  
テレビ・ラジオ等による情報提供

連絡等

屋内退避

同居者・支援者

協力

在宅避難行動  
要支援者

一時移転等

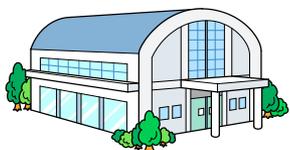
関係町村職員  
・消防職員等

## UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

関係町村	UPZ内	関係町村	UPZ内
とまりむら 泊村	8人	くつちゃんちよう 俱知安町	1,268人
きようわちよう 共和町	244人	しゃこたんちよう 積丹町	62人
いわないちよう 岩内町	1,391人	ふるびらちよう 古平町	65人
かもえないむら 神恵内村	7人	にきちよう 仁木町	236人
すつつちよう 寿都町	32人	よいちちよう 余市町	2,826人
らんこしちよう 蘭越町	1,411人	あかいがわむら 赤井川村	168人
ちよう ニセコ町	484人	<b>合計</b>	<b>8,202人</b>

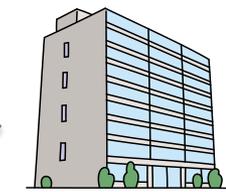
※1 人数は、令和元年6月1日現在。

※2 支援者がいない者については、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。



一時滞在場所

移動



避難先(ホテル・旅館)  
(259施設)

# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等①

- ▶ 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで近傍のコンクリート建屋へ屋内退避を実施。
- ▶ 特に発電所から概ね10Km圏内では、放射線防護機能を付加した施設(10施設)を整備し、施設入所者等を加え、最大2,237人を収容可能。
- ▶ また、これら施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- ▶ さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。



# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等②

- 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで近傍のコンクリート建屋へ屋内退避を実施。
- 発電所から概ね30Km圏内の地理的条件により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域では、放射線防護機能を付加した施設(7施設)を整備し、施設入所者等を加え、最大1,018人を収容可能。
- また、これら施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。

## 放射線防護対策施設(7施設)

びくに  
美国小学校  
(収容可能者数:250人)



すっつ  
寿都しおさい学園  
(収容可能者数:80人)



すっつ じょうおん  
寿都浄恩学園  
(収容可能者数:120人)



ふるびら  
古平小学校  
(収容可能者数:200人)



きょうどう  
共働の家(整備中)  
(収容可能者数(予定):88人)



よいち とよはま  
余市豊浜学園  
(収容可能者数:109人)



ぎんざん  
银山学園(整備中)  
(収容可能者数(予定):171人)



# UPZ内における観光客等の一時滞在者の防護措置

- 自家用車や観光バス等により速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ外への退避を実施。
- 自家用車等により速やかに帰宅できない場合やUPZ外への退避が困難な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で宿泊施設等への屋内退避準備を実施し、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 一時移転等が必要となった観光客等の一時滞在者は、関係町村が準備した一時滞在場所に一時移転等を行う。また、一時滞在場所では、外国人観光客のために通訳の派遣や多言語による相談支援等を実施。

## 関係町村災害対策本部

防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等による情報を伝達

移動手段が確保できず  
帰宅等に時間を要する  
観光客等の一時滞在者

全面緊急事態で  
宿泊施設等への屋内退避

屋内退避



宿泊施設等

一時移転等



一時滞在場所

通訳派遣等  
を実施

自家用車等により  
速やかに帰宅等可能な  
観光客等の一時滞在者

施設敷地緊急事態で  
自家用車や観光バス  
等による退避

帰宅等



自宅等

協力要請



北海道災害対策本部

関係協力機関

UPZ内の観光客数※1

関係町村	観光客数	関係町村	観光客数
とまりむら 泊村	120人	くつちゃんちよう 倶知安町	7,674人
きようわちよう 共和町	576人	しゃこたんちよう 積丹町	11,000人
いわないちよう 岩内町	3,239人	ふるびらちよう 古平町	643人
かもえないむら 神恵内村	1,319人	にきちよう 仁木町	386人
すつつちよう 寿都町	2,845人※2	よいちちよう 余市町	5,939人
らんこしちよう 蘭越町	843人	あかいがわむら 赤井川村	1,218人※2
ちよう ニセコ町	8,777人	<b>合計</b>	<b>44,579人</b>

各町村における観光客数: 令和元年実績

※1 観光客数については、令和2年4月1日現在のUPZ内における入場ピーク時（8月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

※2 寿都町及び赤井川村については、UPZ外の観光客数も含めた観光客数

# UPZ内の一時移転に必要な輸送能力の確保①

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となるバスの確保については、北海道及び北海道バス協会が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき対応。
- 一時移転に必要な輸送手段については、北海道バス協会が、
  - 後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
  - 後志地域内の輸送手段では不足する場合、隣接地域（石狩、胆振、渡島、檜山）のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
  - さらに隣接地域内の輸送手段では不足する場合、北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

地域(振興局)	バス会社	保有台数
後志 (UPZ町村が所在する地域)	6社	1,178台
石狩、胆振、 渡島、檜山	61社	1,929台

北海道内保有バス台数	
地域(振興局)	保有台数
空知、上川、 留萌、宗谷	880台
オホーツク	267台
日高、十勝、 釧路、根室	559台
合計	1,706台



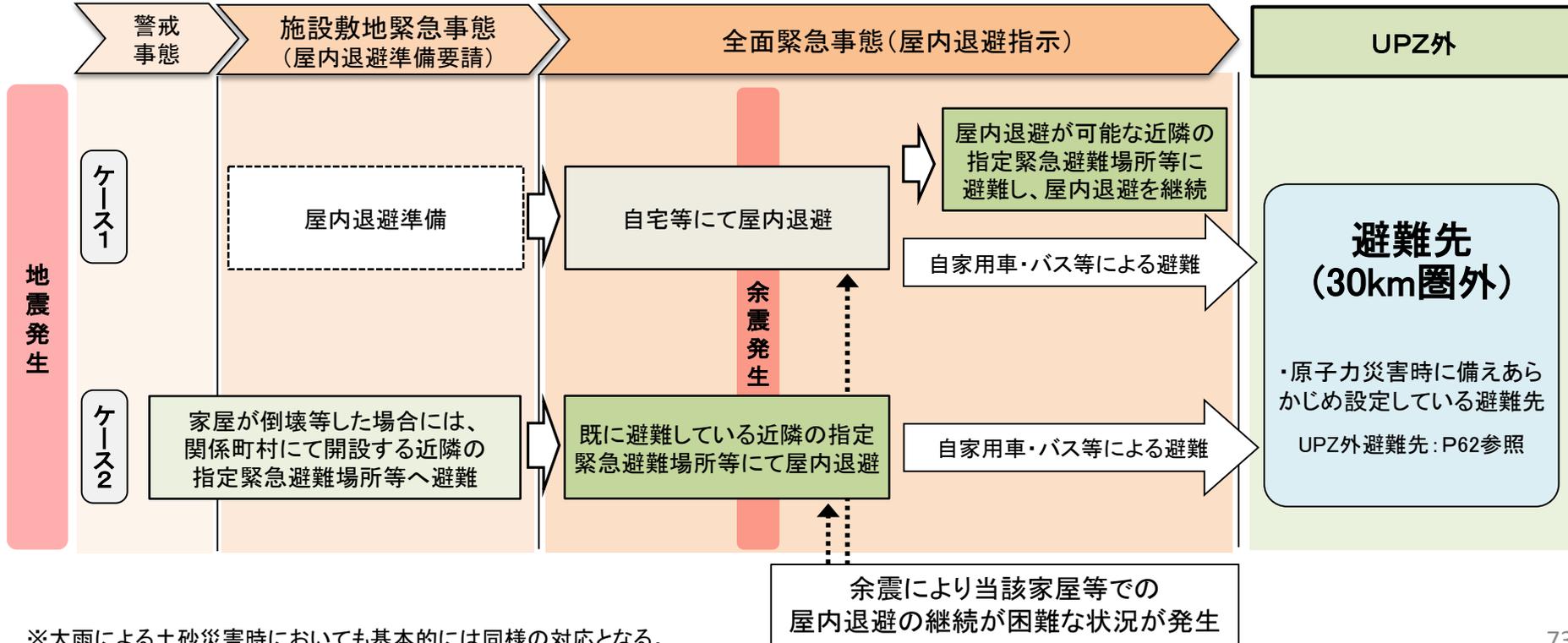
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施



# 自然災害等（地震※）によりUPZ内における屋内退避が困難な場合の対応

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係町村にて開設する近隣の指定緊急避難場所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定緊急避難場所等への被害が更に激しくなる等、当該家屋等での屋内退避の継続が困難となる場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係町村にて開設するUPZ内の別の指定緊急避難場所等や、原子力災害時に備えあらかじめ定められている避難先へ速やかに避難を行う必要がある。このため、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、関係町村独自の判断で避難指示等を行うことが可能。
- また、屋内退避指示中に避難を実施する際には、原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合の例>

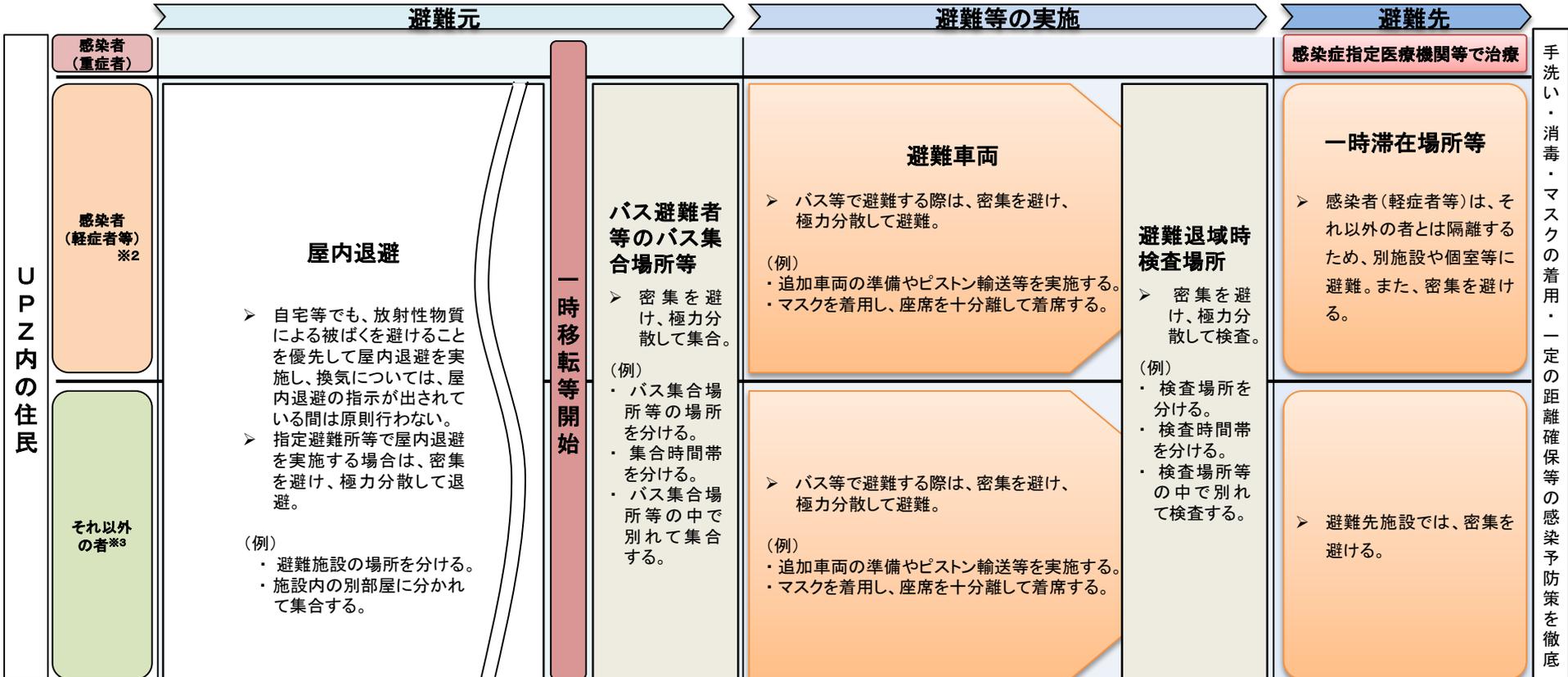


※大雨による土砂災害時においても基本的には同様の対応となる。

# 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（一時滞在場所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や一時滞在場所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や一時滞在場所等を分ける、又は同じ車両や一時滞在場所等内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## <感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>

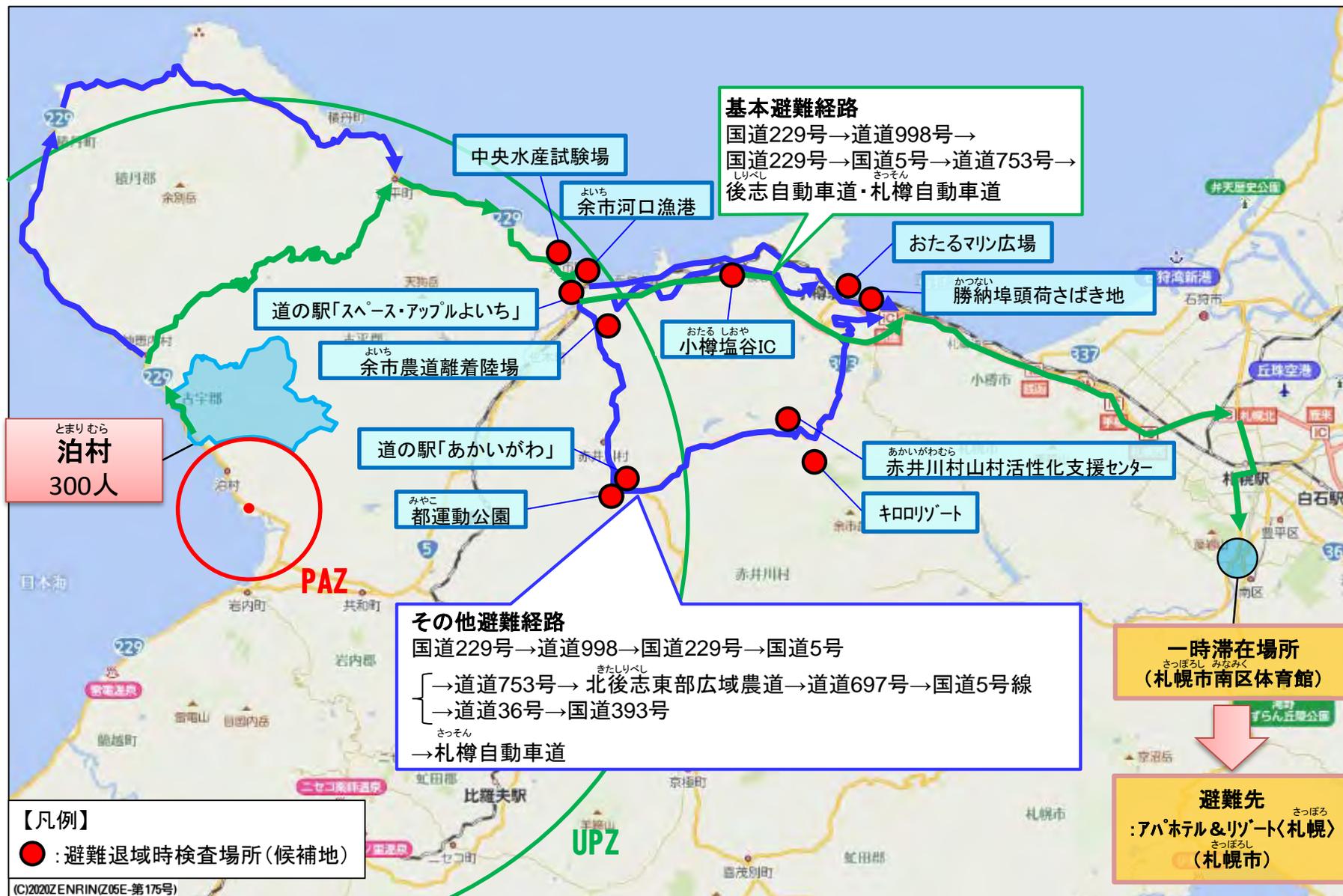


※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、一時滞在場所等)する。

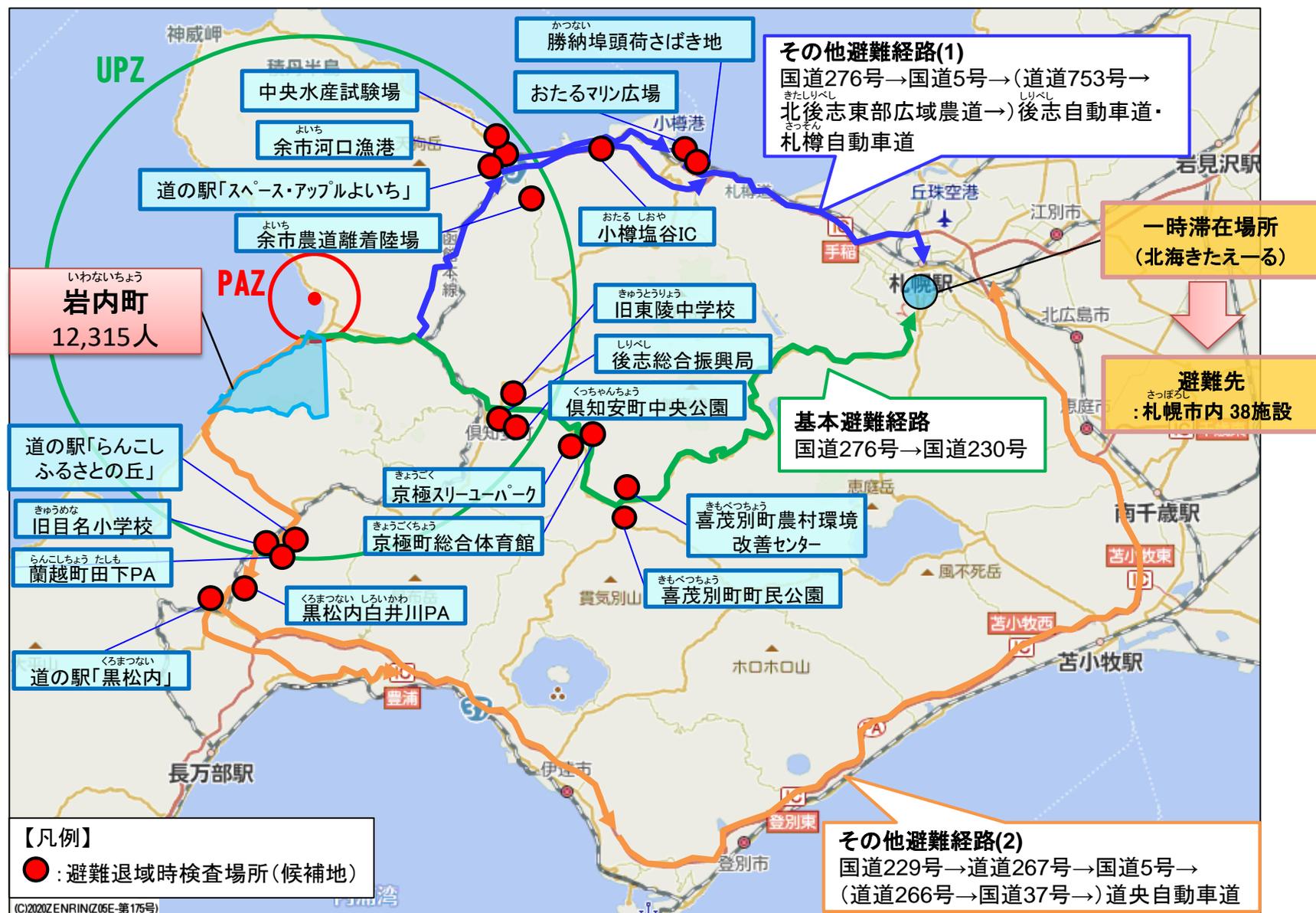
➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。





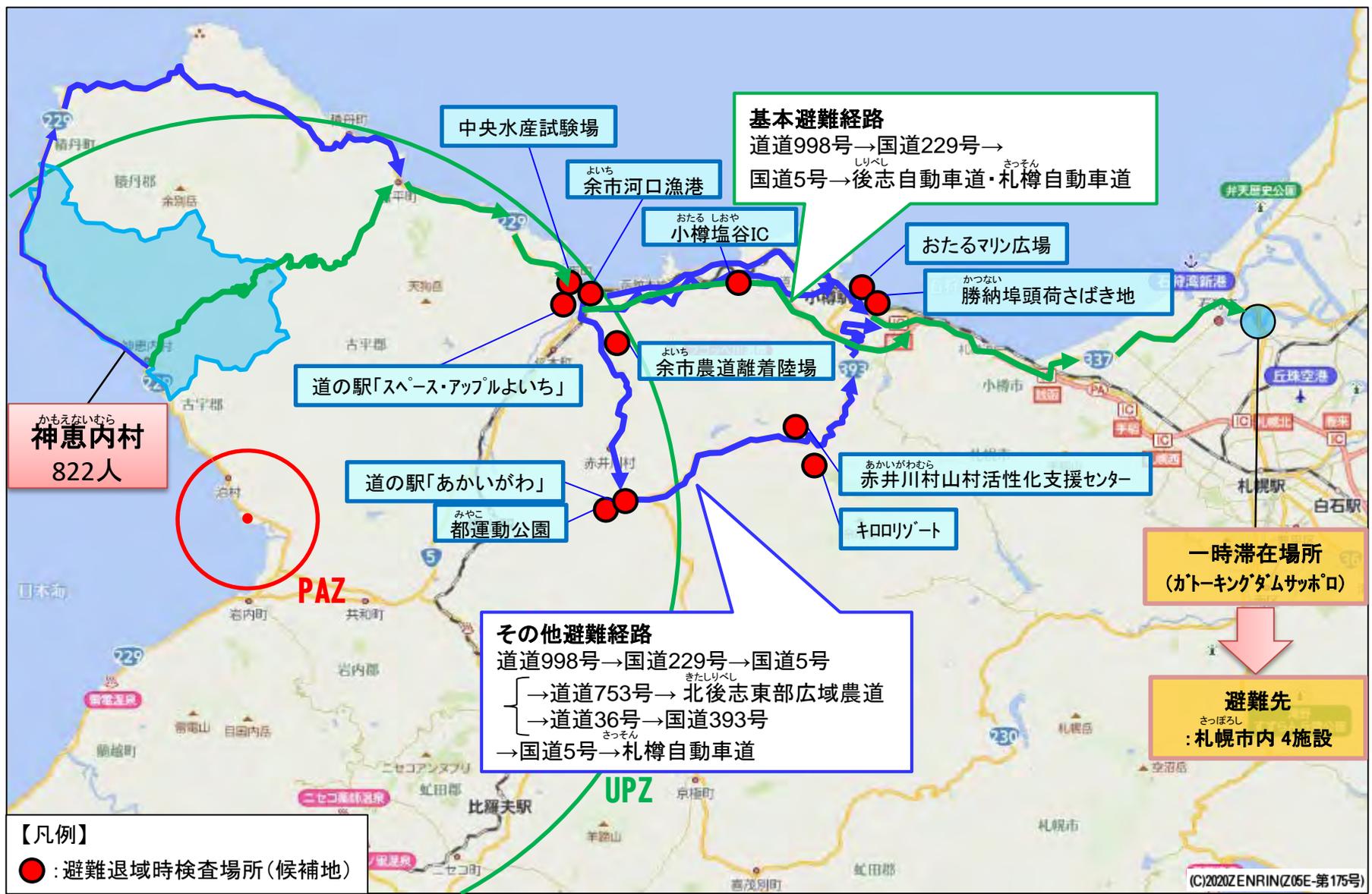
# 岩内町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



# 神恵内村におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



# 寿都町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。





➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

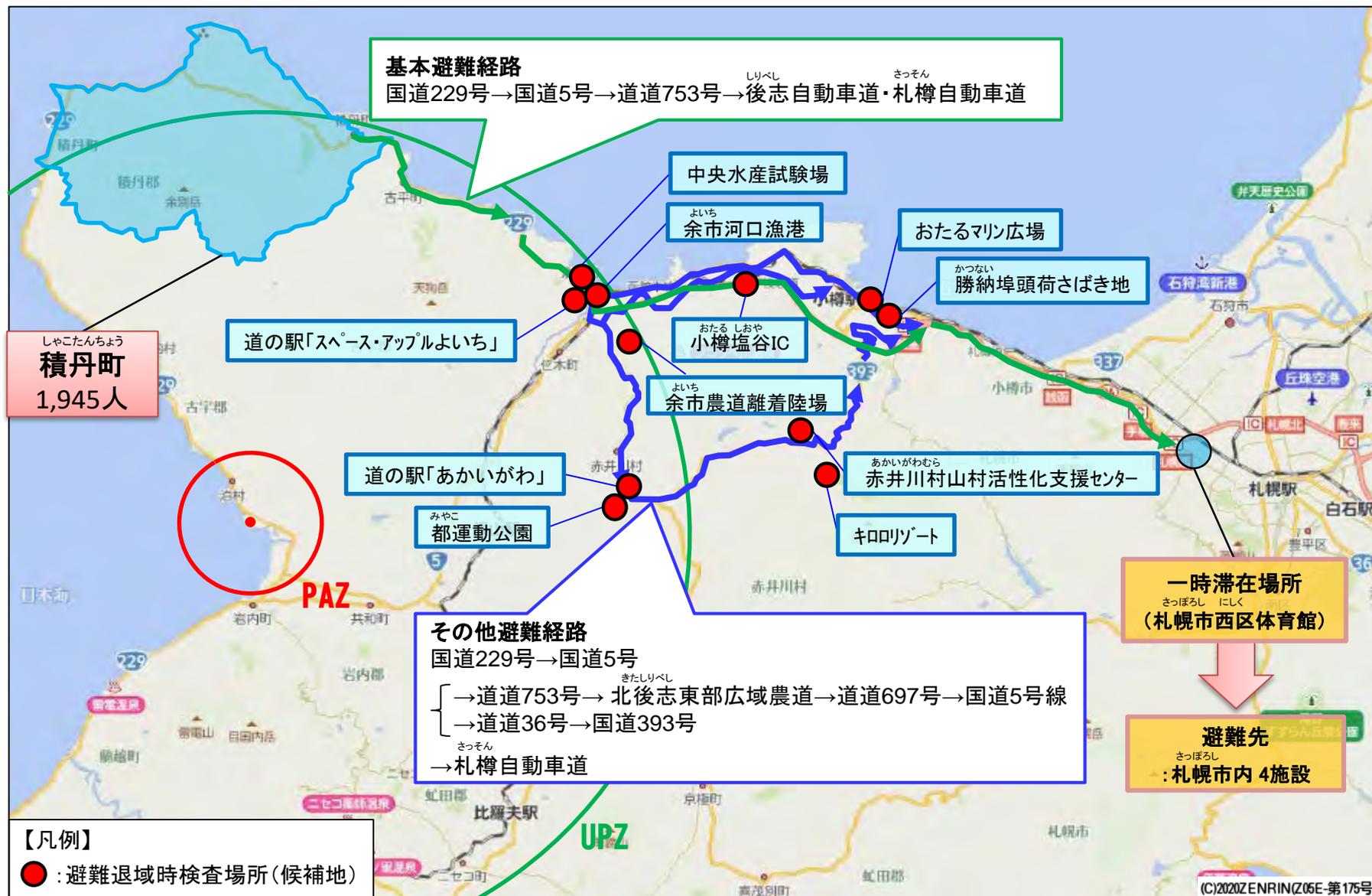


# 倶知安町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。





# 仁木町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

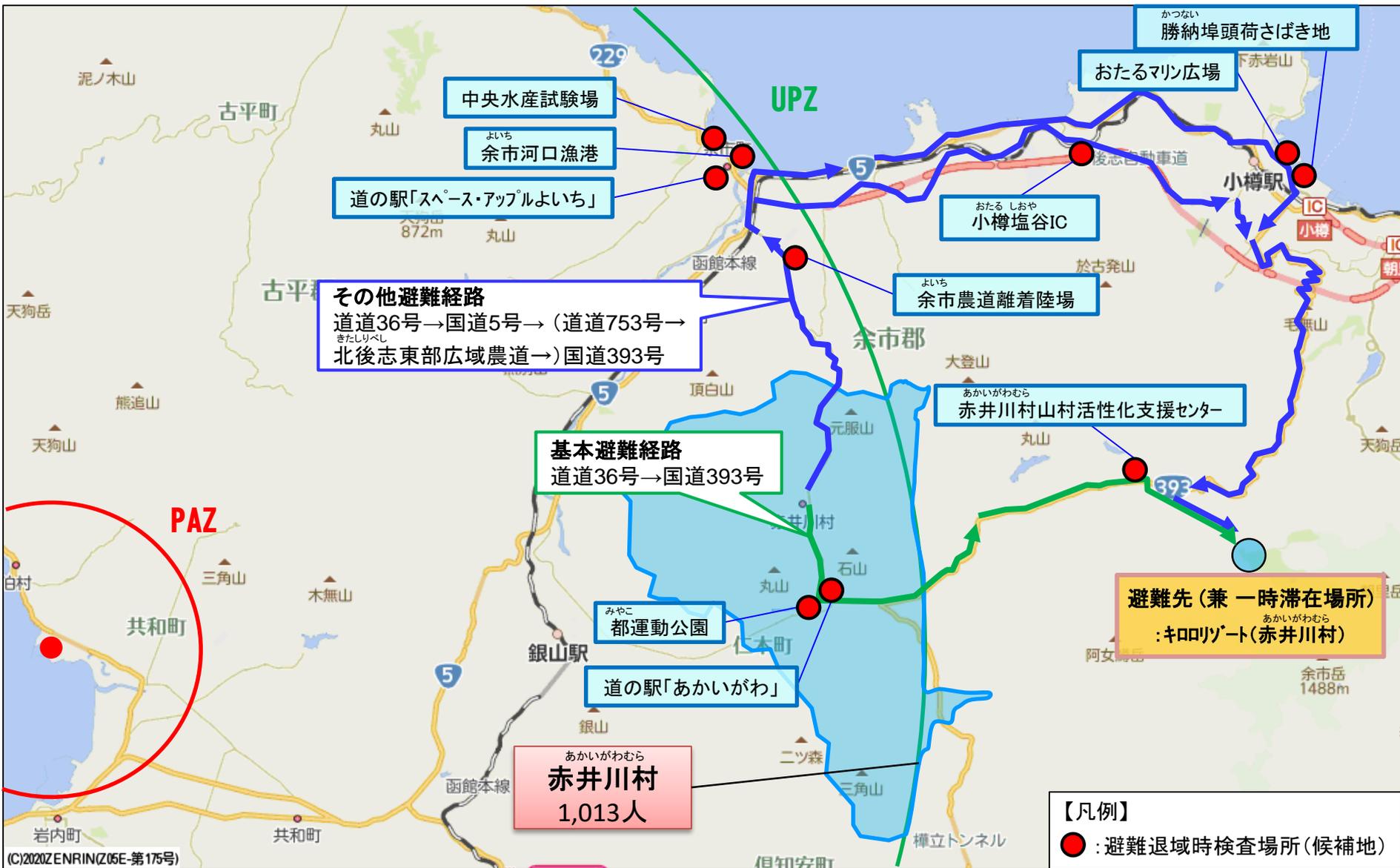


➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



# 赤井川村におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



# 他の地方公共団体からの応援計画

▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

## ㉞ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

(平成20年6月10日)

### 【対象】

北海道及び北海道内の全179市町村

### 【応援内容】

- ①食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ②被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ③避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- ④避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項

## ㉟ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(平成7年10月31日)

### 【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

### 【応援内容】

- ①応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ②食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材、物資の提供及びあっせん
- ④災害応急活動等に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- ⑤災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦その他特に要請のあった事項

## ㊱ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(平成24年5月18日)

### 【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

## ㊲ 原子力災害時の相互応援に関する協定

(平成13年1月31日)

### 【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

### 【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



## **7. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制**

# PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- ▶ 北海道は、PAZ内の関係町村のほか、消防署や放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- ▶ 緊急時には、町村職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- ▶ 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備。



- PAZ内の関係町村役場  
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- PAZ内の関係町村消防署・支署  
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- 放射線防護対策施設  
施設職員向けに備蓄を実施



個人線量計



サーベイメータ

備蓄拠点	対象施設数
PAZ内町村役場	3
PAZ内町村消防署・支署	3
放射線防護対策施設	4
合計	10

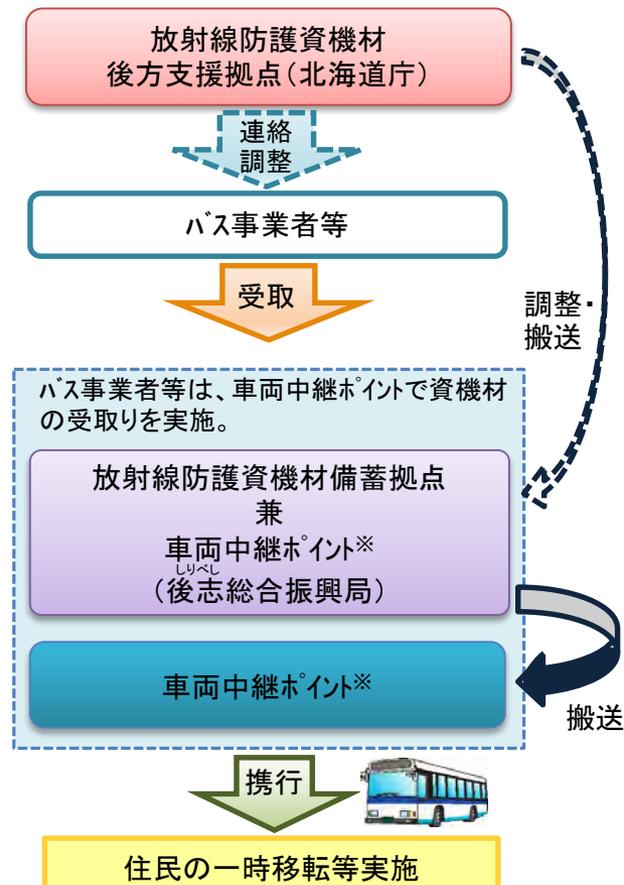
※共和町及び岩内町は、PAZ外にある各拠点で放射線防護資機材の備蓄を実施。

# UPZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内の関係町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点(後志総合振興局)から供給を実施。
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、原則、緊急時に設置する車両中継ポイントで、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 車両中継ポイントでは、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。
- 放射線防護資機材備蓄拠点等の資機材が不足する場合等には、後方支援拠点(北海道庁)が関係機関に要請を行い、各拠点への搬送について調整を行い、放射線防護資機材の供給を実施。



＜バス事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制＞



※車両中継ポイントは、避難退域時検査場所やその近傍に設置することとしている。

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

## 原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

### 【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

### 【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

### 【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

## 主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

# 関係町村における行政備蓄

- 緊急時に備え、関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

## 関係町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	関係町村												
	とまりむら泊村	きょうわちよう共和町	いわないちよう岩内町	かもえないむら神恵内村	すつちよう寿都町	らんにしちよう蘭越町	ちようニセコ町	くつちやんちよう倶知安町	しやこたんちよう積丹町	ふるびらちよう古平町	にきちよう仁木町	よいちちよう余市町	あかいがわむら赤井川村
主食(食)	9,900	5,800	2,650	2,290	1,507	1,600	3,814	3,045	5,278	1,750	3,220	2,143	827
副食(食)	10,850	3,550	2,790	375	1,850	980	1,052	110	1,004	1,740	180	1,993	1,959
飲料水(リットル)	4,344	1,000	2,016	480	2,712	120	1,590	840	1,188	1,164	1,395	1,842	365
毛布・寝袋(枚・組)	1,770	1,610	461	245	590	300	510	700	340	570	377	1,096	151
トイレ													
簡易型(台)	300	4	—	1	1	3	20	—	—	3	—	6	2
携帯型(個)	—	2,800	—	—	6,000	—	—	1,500	2,011	5,100	3,802	2,300	600

※1: 主食: 乾パン、米、アルファ化米、クッキー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食: 缶詰、その他食料の合計値。

※2: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※3: 上記の数量は、令和2.4.1時点で関係町村が把握している数。

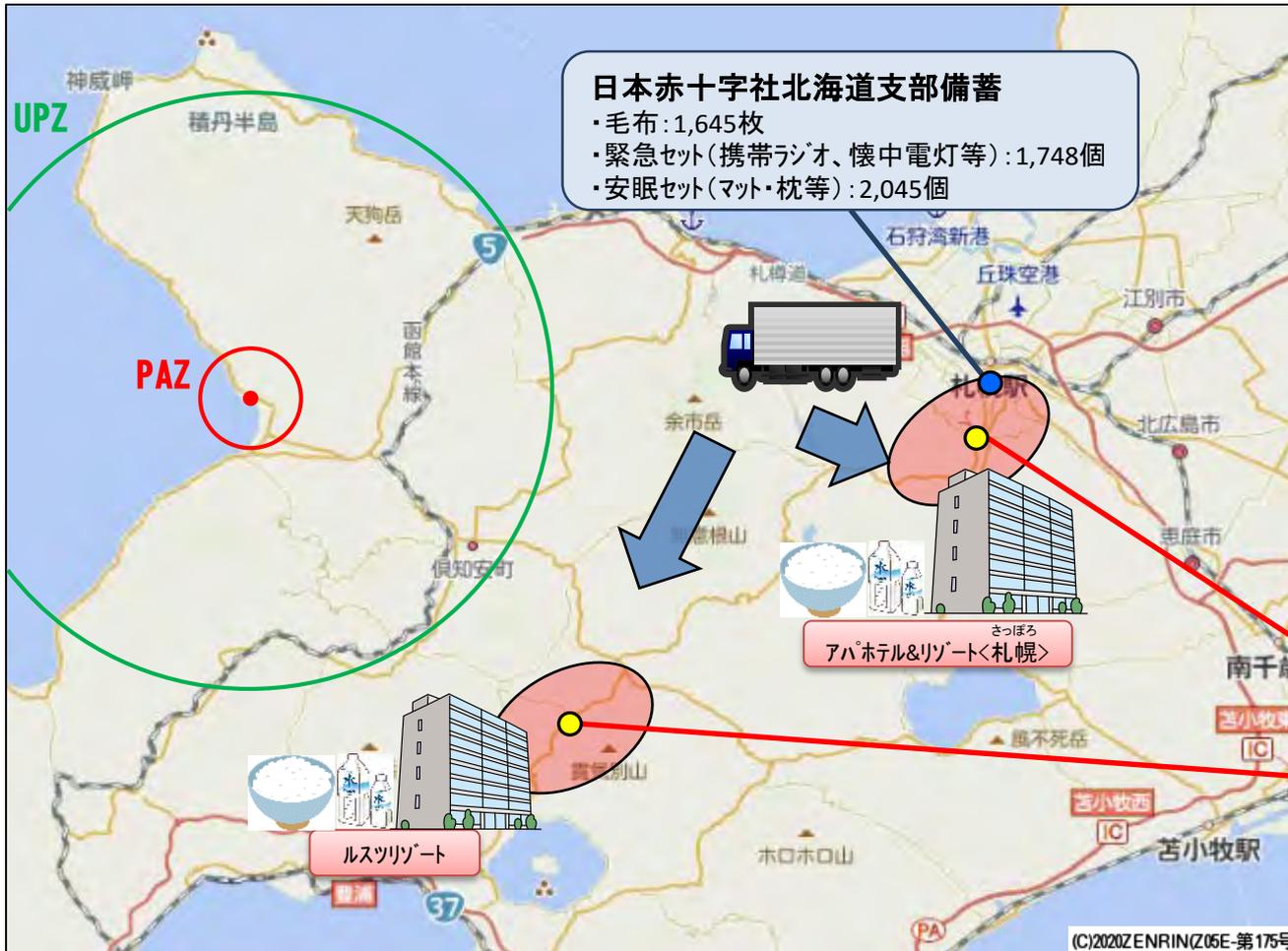
- 関係町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、北海道は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

## 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定等	災害時における応急生活物資の供給等	北海道生活協同組合連合会、北海道コ・コーラボトリング(株)、(株)セイコ、(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、サントリーフーズ(株)、イオン北海道(株)、DCMホームマック(株)、日糧製パン(株)、(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート、NPO法人コムリ災害対策センター、コストコホールセールジャパン(株)、東日本段ボール工業組合
災害時における帰宅者支援に関する協定	災害時における帰宅困難者への情報提供等	(株)吉番屋、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)北海道ファミリーマート、(株)モスフードサービス、(株)ローソン、(株)ダスキン
災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定等	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)北海道トラック協会、北海道旅客船協会、北海道地区レンタカー協会連合会、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)ジェイエア、日本内航海運組合総連合会、(株)AIRDO
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	大規模災害時において、緊急車両や災害対策上重要な施設等への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	北海道石油業協同組合連合会

# PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZ内からの避難住民約2,720人の受入れ時には、避難先であるホテルから避難生活に必要な生活物資の提供を受けるとともに、北海道と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社北海道支部に備蓄された物資(生活用品等)を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在場所及び避難先に搬送する。
- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



北海道の協定による流通備蓄  
(食料品、飲料水、日用品、衣料品 等)

	協定の種類	内容
北海道	災害時における 応急生活物資供給等に関する基本協定等	災害時における 応急生活物資の供給等

## PAZ住民避難先

避難元 町村名	避難先施設名	避難受入人数
とまりむら 泊村	アパホテル&リゾート<札幌>	1,313人
きょうわちよう 共和町	ルスツリゾート	1,402人
<b>合計</b>		<b>2,715人</b>

※物資備蓄数については、R2.6.30現在。

# 物資集積拠点地域・一時集結拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、新千歳空港、丘珠空港、苫小牧港等の周辺に、国等からの物資を集積する物資集積拠点地域を設定。物資集積拠点地域において、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点地域から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点地域・一時集結拠点は、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。



## 物資集積拠点地域

(小樽港・石狩湾新港、丘珠空港・新千歳空港、苫小牧港、室蘭港周辺地域の4地域)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の集積
- ・避難住民への食料・物資の供給
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

## 一時集結拠点

(後志地域の7拠点)

- ・屋内退避住民への食料・物資の供給
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

## 物流専門家の派遣

- ・協定事業者から道災害対策本部や物資集積拠点に派遣
- ・物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導